

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

# 人材確保等支援助成金 (外国人労働者就労環境整備助成コース)

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して、経費の一部が助成されます。

**受給できる事業主** ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

## 次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

- 次の①・②の取り組みを実施すること
  - 雇用労務責任者の選任  
雇用労務責任者を事業所ごとに選任し、全ての外国人労働者と3か月間ごとに1回以上の面談（テレビ電話による面談を含む）を行う
  - 就業規則等の社内規程の多言語化  
「就業規則等の社内規程」の全てを多言語化し、計画期間中に雇用する全ての外国人労働者に周知する
- 次の①～③のいずれかの取り組みを実施すること
  - 苦情・相談体制の整備  
全ての外国人労働者の母国語または当該外国人労働者が使用するその他の言語により、苦情または相談に応じるための体制を新たに定め、苦情・相談に応じること
  - 一時帰国のための休暇制度  
全ての外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇を取得できる制度を新たに定め、1年間に1回以上の連続した5日以上の有給休暇が取得できること
  - 社内マニュアル・標識類等の多言語化  
「社内マニュアルや標識類等」を多言語化し、計画期間中に雇用する全ての外国人労働者に周知すること
- 計画期間の終了から1年経過するまでの期間の外国人労働者の離職率が10%以下であること。ただし、外国人労働者数が2人以上10人以下の場合は、1年経過後の外国人労働者離職者数が1人以下であること
- 計面前1年間と比べて、計画期間の終了から1年経過するまでの期間の日本人労働者（雇用保険一般被保険者）の離職率が、上昇していないこと

## 受給内容

支給対象経費の **1 / 2 (上限額 57万円)**

※生産性の向上が認められる場合：支給対象経費の **2 / 3 (上限額 72万円)**

### 【支給対象経費】

- 通訳費（外部機関等に委託をするものに限る）
- 翻訳機器導入費（上限10万円）
- 翻訳料（社内マニュアル・標識類等を多言語で整備するのに要する経費を含む）
- 弁護士、社会保険労務士等への委託料（外国人労働者の就労環境整備措置に要する委託料に限る）
- 社内標識類の設置・改修費（多言語の標識類に限る）

## 取り扱い機関

公共職業安定所